

児童生徒等が新型コロナウイルス感染者等になった場合について
【登校園の可否 早見表】

尼崎市教育委員会事務局

状況	該当者		児童生徒本人の登校園の可否	備考
	本人	同居家族		
感染者になった場合	■		×	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで登校園できません。(出席停止)
		■	○	5類変更により、濃厚接触者の概念はなくなりました。本人の体調が良ければ登校園できます。

- 【その他】
- ※ 「感染している疑いがある場合」や、「感染する恐れのある場合」には、校長の判断により出席停止を講じることができますので、学校・幼稚園にご相談ください。
 - ※ 「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があり、保護者から感染が不安で休ませたい相談があった場合」には、校長の判断により、出席停止を講じることができますので、学校・幼稚園にご相談ください。
 - ※ 登校園の可否や出席停止の取扱いでご不明点は、学校・幼稚園にお問い合わせください。